

被保険者各位

ウラベ健康保険組合
常務理事 二武 英樹

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧（あはき） にかかる療養費の申請方法の変更について〈お知らせ〉

平素より健康保険組合の事業にご理解・ご協力をいただき、御礼申し上げます。

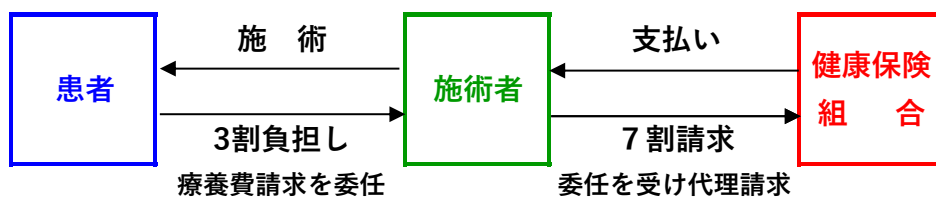
さて、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師（以下、「施術者」という）の施術に係る療養費（以下、「あはき療養費」という）について、以下のとおり申請方法を変更することといたしましたので、ご案内申し上げます。

記

1. 申請方法の変更と時期について

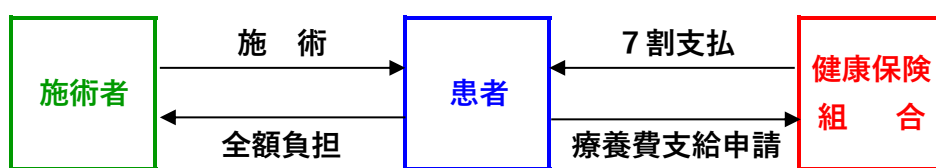
【 現 在（2019年3月施術分まで） 】

患者は施術料の3割を窓口で負担し、残りの7割を施術者が患者に代わって健康保険組合に支給申請する方式



【 変更後（2019年4月以降施術分から） 】・・・「償還払い」

一旦、患者が施術料の全額を窓口で支払い、施術料の7割について被保険者から健康保険組合に支給申請をする方式



2. 変更理由について

- ①現在の申請方法は、患者と施術者との間の契約による委任請求であり、法律や国（厚生労働省）の認めた申請方法ではないため、その見直しが必要となりました。
- ②医療機関等（病院や診療所、歯科医院、薬局等）での保険診療以外となる「療養費（治療用装具や保険証がない場合の治療費などの保険請求）」は、健康保険法で「償還払い」が原則とされています。
- ③「療養費」は、やむを得ず医師以外の手当て（施術）を受けたものと健康保険組合が認めた場合に支給されるものであり、疲労回復や予防目的の手当て（施術）は保険給付の対象外です。「償還払い」では、一旦、患者が全額負担して支給申請することから、保険給付の対象であるか否かの決定において、施術者を巻き込んだトラブルを避けることもできます。

※申請方法の変更については、先般開催された組合会で審議のうえ決定されたものです。
保険請求にあたり新たに申請手続きが必要となりますが、ご理解のうえご了承ください。

※変更後の申請方法等については、次の1～3の内容をご確認ください。

1. 変更内容

2019年4月施術分より、「償還払い」での支払い方法となります。

※現在、あはき療養を受けている方、または、2019年4月以降受ける場合は、施術者へ『2019年4月施術分から加入している健保組合が償還払いの支払い方法になった』という旨をお知らせください。

2. 申請方法

- ①施術料の全額を施術所窓口で支払い「領収書」を受け取ります。
- ②施術者等に施術内容等の証明を受けます（療養費支給申請書内に記載）。
- ③以下の書類を揃え、事業所総務部経由で（任意継続の方は直接）当健保組合にご提出ください。

あはき療養費支給申請に必要な書類等

- 『療養費支給申請書』（当健保組合のHPに掲載）
『はり・きゅう用』または『あんま・マッサージ用』の該当するものに記入。また、「施術内容欄・施術証明欄は施術者」、「それ以外の項目は申請者（被保険者）」が記入をします。
- 『領収書（原本）』（全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの）
- 『医師の施術同意書（原本）』
※初めて施術を受けるときは医師の診察のうえ施術同意を受けることが必要です。また、初めて施術を受けた日から6か月を経過して更に施術を受ける場合は、再度、医師の診察のうえ施術同意（再同意）を受けることが必要です。
- 『施術報告書（写し）』
※施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。
- 『往療状況確認書』（当健保組合のHPに掲載）
※往療（歩行困難等で自宅等に施術者が赴いて）の施術を受けた場合には、施術者等へ『往療状況確認書』の記入を受け申請書に添付をしてください。
- 『1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書（原本）』
※該当する場合、施術者等が発行した当該書類を添付してください。

3. その他留意事項

※ 暦月ごとに申請してください

※申請書類の取得は、当健保組合のホームページからダウンロードしていただくか、お電話（082-275-3500）でご請求ください。

以上